



市配置の婦人相談員のDV被害者支援における役割：
被害経験者に対するインタビュー調査をもとに

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岩本, 華子, 増井, 香名子, 山中, 京子, 児島, 亜紀子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003048

市配置の婦人相談員のDV被害者支援における役割

—被害経験者に対するインタビュー調査をもとに—

岩本 華子¹⁾ 増井香名子²⁾ 山中 京子³⁾ 児島亜紀子⁴⁾

1) 大阪キリスト教短期大学

2) 大阪府立大学客員研究員

3) 大阪府立大学人間社会システム科学研究科

4) 大阪府立大学人間社会システム科学研究科

要 旨

本研究の目的は、DV被害者への支援における市配置の婦人相談員の役割を考察することである。過去にDV被害経験を有した20名の女性を対象に、個別に半構造化面接を実施した。インタビューデータの中から市配置の婦人相談員に支援を受けた経験を抽出し、質的に分析を行った。分析の結果、市配置の婦人相談員から、DV被害者に対して生活の状況の変化にあわせた幅広い支援が行われていた。市配置の婦人相談員の役割として、①被害者の孤立を緩和すること、②被害者の安全を確保するための資源に関する情報提供や手続き等を支援すること、③暴力のない生活を開始し現在の生活に至るまでに、特例での運用が多い社会資源の利用を円滑にすすめることの3点が明らかになった。住民生活に身近な市への婦人相談員配置の促進が望まれる。

キーワード：婦人相談員、ドメスティック・バイオレンス、被害者、支援役割

1. 研究背景および研究目的

(1) 研究背景

ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）の相談件数は年々増加している。内閣府によると、配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、2014（平成26）年度に初めて10万件を超え、2015（平成27）年度には111,630件となった（内閣府男女共同参画局 2016）。また、警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数も年々増加しており、平成27年度は前年比で6.9%増加し、63,141件で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行後、最多となっている（警察庁生活安全局生活安全企画課刑事局捜査第一課 2016）。

DV被害者への支援を担う立場の一つに婦人相談員がいる。婦人相談員は1956（昭和31）年に施行された売春防止法第35条に規定されている。法律上では社会的信望があり、要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導やそれらに付随する業務を行うために必要な熱意と識見を持っている者が都道府県知事又は市長から委嘱される。婦人相談員については非常勤と法律上明記されていたが、2016（平成28）年の法改正により2017（平成29）年4月1日以降、この条項は削除されることとなった。また、2001（平成13）年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法）においては、第4条で「婦人相

談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる」と明記されている。このように婦人相談員の主な業務は売春防止法の対象である「要保護女子」および「DV防止法」の対象である配偶者からの暴力被害者への相談対応や必要な指導を行うことである¹⁾。婦人相談員の配置について都道府県の婦人相談所には必置義務となっているが、市福祉事務所等に所属している市区の婦人相談員は任意配置となっている。2014（平成26）年4月1日時点では全国で1,295人の婦人相談員がおり、その内訳は都道府県462人、市（特別区含む）833人であり、その勤務形態は、常勤255人、非常勤が1,040人である（婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム 2015）。市における婦人相談員の配置は少しずつではあるが進んでいる。

2015（平成27年）に厚生労働省の研究事業成果の一つとして、「婦人相談員相談・運営指針」（以下、指針）が初めてまとめられた。指針では婦人相談員の役割について以下のように明記されている。

婦人相談員は、相談者の人権を尊重し権利擁護を図る立場から、支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら問題解決を担う役割を有している。また、相談によって可視化された社会や制度の課題については、それを社会全体で改善していけるよう、ソーシャルアクションとして発信することも社会福祉従事者に求められる役割である（婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム 2015：5）。

このように指針において、婦人相談員をソーシャルワークによる相談・支援を提供するもの、すなわちソーシャルワーカーであると役割の明確化がなされている。さらに指針では、相談の受付、アセスメント、ケース検討会議、一時保護・施設入所を要する場合および自立支援といった相談・支援の流れにそって婦人相談員の業務内容がまとめられている。

DV防止法の2007（平成19）年改正では、市町村におけるDVの防止および被害者の保護と自立支援のための基本計画の策定など、市町村の果たす役割が重視されている。それ以降、DV被害者からの相談への対応や被害者の保護、自立支援の担い手として市における婦人相談員の配置が進んでいる。生活を営む場であるとともに、その生活を支える第一線機関である市町村におけるDV被害者への支援は、重要かつ有効性も求められるものであり、支援の担い手として市に配置されている婦人相談員の役割は大きいといえる。

（2）先行研究

わが国のDV被害者に対する支援について、カウンセリングの技法による女性の心理的变化を目指すだけではなく、緊急避難、危機管理、経済的支援、病院や学校、地域社会とのネットワーク作り、住宅探し、仕事探し、法的介入など社会生活全般を視野に入れたソーシャルワークの機能を重視する必要性が須藤（2002、2003）によって先駆的に指摘されてきた。また、DV被害者に対する支援に関する先行研究としては、看護職、保健師などの医療従事者による支援に関する研究（長坂・井上・堀井ほか 2012；泉川・入江・豊田 2012など）や、民間支援団体による支援に関する研究（岩瀬 2010；W・Sひょうご 2012など）がある。さらに、DV被害者へのインタビューをもとにDV被害者の経験を示したうえで、各時期に必要な支援を提起した増井による一連の研究がある（増井 2011、2012、2016）。増井論文では、加害者との関係を継続し暴力のただなかにあるDV被害者への支援（増井 2011）、DV被害者が暴力関係から「脱却」する時期の支援（増井 2012）、DVから離脱し新しい生活を始める時期に被害者を支えるために必要な支援（増井 2016）についてまとめられている。これらの研究は婦人相談員の支援に焦点づけてはいないものの、DV被害者の立場から、支援において重要な視点を提供しているといえる。

婦人相談員による売春防止法やDV防止法等に基づく業務全般については堀（2008）によって整理されている。堀は婦人相談員による業務内容を①相談業務、②同行支援、③サポート・情報提供、④連絡調整、⑤会議、に整理した上で、婦人相談員が「女性が抱える種々の生活問題を受け止め、支援していく」重要な立場でありつつも、その重要性がほとんど知られず、理解されていないことを指摘している（堀 2008：129）。

婦人相談員によるDV被害者への支援については、原田（2013）、高瀬（2013a、2013b）による先行研究がある。原田（2013）は、DV被害者支援における婦人相談員の役割について、「相談を受けた時から、住まいと仕事を建て替えて生活を再建していくまでの道のりに寄り添い、関係機関と調整しながら被害者を精神的に支えていくこと」（原田 2013：83）とまとめている。加えて、婦人相談員にはコーディネーター役割があるとして、ネットワークの中で支援すること、安全確保のための情報提供をすること、被害者が尊重されるような連携が必要であると述べている（原田 2013：92-94）。

高瀬（2013b）は、婦人相談員によるDV被害者への支援について「ソーシャルワーク業務であるとともにコーディネート業務である」（高瀬 2013b：29）と述べ、「相談対応→安全保護→自立支援まで、途切れることなく支援を行うためには、あらゆる社会資源、制度を活用しながら関係機関や各部署に働きかけ、調整・連携・支援策の検討を行い協働していかななくてはならない」（高瀬 2013b：29）としている。さらに途切れない支援として、婦人相談員による支援を「婦人相談員による各支援のステージ」としてまとめている。各支援のステージとは、発見・予防・教育を目的とした情報提供や啓発を行う「地域啓発のステージ」から始まり、「相談・同行支援のステージ」を経て「自立支援のステージ・再生のステージ」に至る流れを整理したものである。「相談・同行支援のステージ」にはさらに、DV相談を聞く「相談のステージ」、緊急一時保護およびその後の中長期施設入所までを含む「安全確保のステージ」、別居や離婚、面会交流権に関する支援である「法的支援のステージ」を含んでいる。また、「自立支援のステージ・再生のステージ」には、安定した住居の確保や経済支援、子どもや同伴親族の支援等を含む「新しい生活の再建に向けて」および関係機関（者）のネットワークや新しい人間関係を創るといった「新コミュニティの構築」を含んでいる（高瀬 2013b：29）。

（3）研究目的

以上のように婦人相談員によるDV被害者への支援については、婦人相談員の業務内容からみた役割や支援プロセスについては整理されているものの、それらの支援を受けた当事者が有効だったと感じた婦人相談員による支援や婦人相談員の役割については十分に明らかにされていない。

そこで本研究では、DV被害者が暴力のある生活から加害者のもとを離れ、生活の再建を図る一連のプロセスにおいて市配置の婦人相談員から得て有効だった支援についてインタビュー調査により明らかにし、被害経験者からみた市配置の婦人相談員によるDV被害者支援における役割の検討を行うことを目的とする。

2. 研究方法と倫理的配慮

（1）調査方法

本研究でインタビュー調査を行うにあたり、市におけるDV被害者支援をよりよくしていくことを目的として、A市の婦人相談員から調査協力者の紹介を受けた。A市はDV防止法施行以前より複数人の婦人相談員を配置しており、女性に対する相談に積極的に対応してきた市の一つである。

調査協力者は、過去にDV被害経験を有し、既に加害者とは離別して新しい生活を始めている20名の女性を対象に行った。全員に子どもがいた。暴力を受けていた際の加害者との関係は、配偶者（婚姻あり）が19人、元配偶者1人であった。加害者との同居期間は、平均14年であり、最長43年、最短4か月であった。暴力を受け

ていた当時の居住地は、A市が12人、A市以外が8人であった。一時保護制度の利用は9人が経験していた。保護命令の申立てをした人は9人であった。調査協力者の安全を脅かすことになりかねないため、倫理的配慮として20人に関する個別の属性等については明示しない。

婦人相談員から紹介を受けていることから、調査協力者は市配置の婦人相談員からある程度の有効的な支援を受けたこと、さらに、良好な援助関係が築けていることが想定される。この点は本研究の限界点でもあるが、今後、DV被害者に対するよりよい支援を行うために「成功例」から学ぶことは多い。もちろん支援の「失敗例」から学ぶことも多くあるが、どのようなタイミングで、あるいはどのような条件のもとで、いかなるコミュニケーションを用いることが適切な支援たりうるのかを知るために、成功例を参照することが有効であると考えた。

調査協力者に対して個別に半構造化面接を実施した。実施期間は2012（平成24）年2月から3月である。インタビューでは、DVを受けていた経験から現在の生活に至るプロセスや支援を受けた経験等を聞いた。インタビュー項目は、①暴力を受けていた当時のこと、②「相手」との離別の経験について、③離別後の生活や現在の状態について、④（子どもがいる被害者のみ）子どもとの経験について、の4点である。

（2）分析方法

本研究では、婦人相談員の支援を調査協力者であるDV被害者の側から検討するにあたり、先述した高瀬（2013b）による「婦人相談員による各支援のステージ」の中から「相談・同行支援のステージ」（「相談のステージ」、「安全確保のステージ」、「法的支援のステージ」）および「自立支援のステージ・再生のステージ」（「新しい生活の再建に向けて」、「新コミュニティの構築」）を用いた。これらを用いることにより、婦人相談員の支援について、DV被害者がおかれた状況にあわせて、一連の流れとして整理・分析することが可能であると判断した。

インタビューデータの中から調査対象者がA市以外も含めて、市に配置された婦人相談員に支援を受けた経験を抽出し、「相談・同行支援のステージ」および「自立支援のステージ・再生のステージ」に分けて整理を行った。かかる整理をもとに、各ステージにおける被害経験者にとって有効な支援を明らかにし、婦人相談員の役割について考察を行った。

（3）倫理的配慮

インタビュー調査を行う際の倫理的配慮として、以下の点を遵守した。はじめに、調査実施にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき実施した。また、調査協力者には、事前に調査について口頭および文書にて十分に説明を行い、調査協力への同意を得た。協力者に同意を得た上でインタビュー内容をICレコーダーで録音を行った。個人情報はずべて匿名化したうえで文字起こしを行った。また、調査結果の公表過程において個人が特定されることがないように配慮するなど、調査協力によって協力者の安全が脅かされることのないように最大限の注意を行った。なお、本研究は大阪府立大学人間社会学研究科において研究倫理審査を受け、承認を得ている。

3. 研究結果と考察

研究結果として、各ステージにおいてDV被害者が婦人相談員から受けた支援を図で示す。以下では、研究結果である受けた支援内容について、支援を受けた際に感じた思いについてDV被害者の語りを紹介しつつ示していく。語りの内容については、意図を変えない程度に筆者が編集を行った。

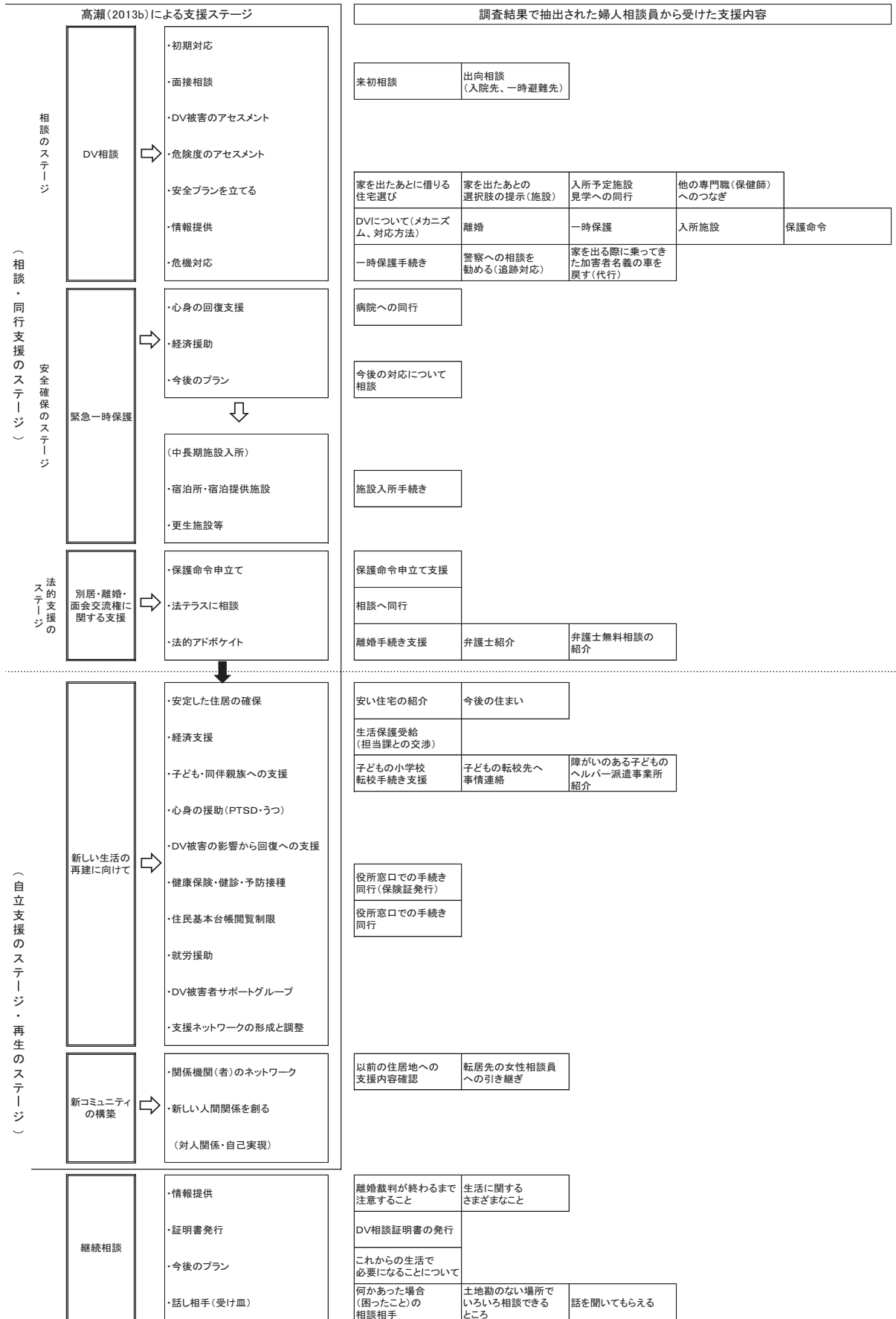


図 市配置の婦人相談員から受けた支援内容

（1）「相談・同行支援のステージ」における支援と役割

①「相談のステージ」からはじまる支援

相談のステージである「DV相談」内の「面接相談」には、来所相談と入院先や一時避難先への出向相談があった。DV被害者が婦人相談員とつながったきっかけは、市の広報を見た、他の用事で役所の窓口に来た際にDV相談窓口があることを知った、他の窓口で事情を話したところ婦人相談員への相談を勧められた、家族や友人に連れられて来た、医療関係者によって紹介された等であった。また、相談に来た理由として、DVについて詳しく知りたい、離婚手続きについて知りたい、家を出た後や離婚後の生活に関して相談したい、生活が困窮している、DVの被害を受けている証拠を残しておきたかった等が挙げられた。また、面接相談とは異なる相談の形態として、電話相談も行われていた。

相談ではDV被害者がおかれた状況の聞き取りが十分に行われた上で、様々な情報提供や支援が行なわれていた。情報提供としては、DVのメカニズムの説明や対応方法、離婚に関すること、一時保護や入所施設、保護命令など使える社会資源について行われていた。

加害者との離別を考えているDV被害者に対しては、一時保護や入所可能な施設、保護命令といった社会資源について情報提供だけではなく、家を出たあとに使える選択肢を提示していくという側面があった。さらに必要に応じて、離婚に関する情報提供に加えて、保護命令の申立て支援（書類に書く内容の説明や書いた後の確認等）や、弁護士の紹介、離婚手続きに関する支援等の法的支援のステージである「別居・離婚・面会交流権に関する支援」が行われていた。逃れる決意に至っていない段階の被害者に対しては、逃れてからの生活の見通しが持てるように、使える社会資源に関する情報提供に加えて、外出が難しい被害者のために関わりやすい他の専門職（保健師）につなぐことが行われていた。当時の思いについてDV被害者からは、「十分な説明を受けて、行けるところがあると思った」、「夫への対応方法がわかった」、「家を出る決心につながった」、「話す中で離婚の決意ができた」等の語りがあった。

また、この時期においては、相談で自分の気持ちを聴いてもらえた経験そのものがDV被害者を支えることにつながっていた。具体的には、「自分の気持ちはどうなのか、という質問をしてくれて丁寧聞いてくれた」、「自分を一番理解してくれて、いろんなことを聞いてくれる場所だった」、「よく話を聞いてもらって励ましてもらった」、「やさしく傷つけないように、聞かないといけないところはしっかり聞いてくれた」、「時間をつくって、いろいろ聞いてもらったことが心の支えになりました」という語りがあった。さらに婦人相談員と話す中で離婚を決意していったDV被害者は「サポートしてもらっていると実感できました。私の意思に従って準備してくれました」と語っていた。このように、相談をすること自体が孤立しがちなDV被害者を支えることにつながっていた。

DV被害者からは、「DV相談」内にある「DV被害のアセスメント」や「危険度のアセスメント」については語られなかった。しかし、婦人相談員は相談を受ける中で、DV被害やその危険度についてアセスメントを行いつつ、情報提供を行うとともに、必要に応じて「安全確保のステージ」である「緊急一時保護」や、「法的支援のステージ」である「別居・離婚・面会交流権に関する支援」を行っていたことが推察される。すなわちこのステージから始まる支援では、本人の意思にあわせつつ、アセスメントに基づいた情報提供、選択肢の提示、また次のステージにまたがるかたちで「安全確保のステージ」に関する支援や「別居・離婚・面会交流権に関する支援」が行われていた。

②「安全確保のステージ」からはじまる支援

このステージから婦人相談員とつながった被害者に対しては、面接相談で今後の対応に関してプランを立て

ることに加えて、保護命令に関することや、施設入所の手続き支援、病院への同行、「別居・離婚・面会交流権に関する支援」である保護命令の申し立て支援等が行われていた。DV被害者は施設入所の手続き支援を受けたときを振り返って、「入所できて助かった」、「助けてもらった」と語っていた。また、「いろいろ心配してくれた」と語っていた。

このステージにおいて婦人相談員に求められている支援とは、警察や都道府県の一時保護機能をもつ婦人相談所と連携し、被害者の緊急時の安全確保や一時保護を実施すること、保護命令に関する情報を提供し、その申し立てを具体的に支援すること、今後のプランを考え、安全に生活していく場を提供することである。激しい身体的暴力の後にわずかな荷物と金銭しか持たない状態で家を出てきた被害者もあり、安全に生活できる場を短期間のうちに整えることが求められる。このようにこのステージでは、DV被害者に対して安全確保と安全に生活していく場を提供するといった、安全を重視した支援が行われていた。

③「相談・同行支援のステージ」における婦人相談員の役割

以上では「相談のステージ」および「安全確保のステージ」からはじまる支援について支援内容をみてきたが、どのステージからの支援においても「面接相談」を行いながら、必要に応じて「安全確保のステージ」である「緊急一時保護」や、「法的支援のステージ」である「別居・離婚・面接交流権に関する支援」が行われていた。

とくに「相談のステージ」に支援を受けたDV被害者からは、先述したように相談で自分の気持ちを聴いてもらった経験に対して多くの思いが語られていた。これはDV被害を受ける生活を送る中で孤立しがちな被害者にとって、婦人相談員が孤立を緩和する存在になっていたことを示している。すなわちこのステージの婦人相談員の支援として、「被害者の孤立を緩和する存在」という役割が重要であるといえる。また、「安全確保のステージ」や「法的支援のステージ」では中長期施設の入所や保護命令の申し立て等の「被害者の安全を確保するための資源に関する情報提供、手続き等の支援を行う」役割が担われていた。

(2)「自立支援のステージ・再生のステージ」における支援と役割

①「自立支援のステージ・再生のステージ」における支援

「相談・同行支援のステージ」では婦人相談員とつながることなく、この「自立支援のステージ・再生のステージ」で初めて婦人相談員とつながった人がいた。婦人相談員とつながったきっかけは、自身で窓口相談に訪れた場合や、同伴児に関することや転居手続き、生活保護等の用件で役所内外の窓口に行った際に事情を説明したところ婦人相談員を紹介された場合があった。

このステージでは婦人相談員によって、「相談・同行支援のステージ」でもある安全の担保を維持することに加えて、「別居・離婚・面会交流権に関する支援」および「新しい生活の再建に向けて」様々な手続き支援が行われていた。新しい生活の再建に向けた支援として、安定した住居の確保のために賃貸料が安い住宅を紹介することや、経済的支援のために生活保護の担当課と交渉をすること、子ども・同伴家族への支援としては、子どもの小学校転校手続き支援や子どもの転校先への事情連絡、障がいのある子どもを同伴している場合にはヘルパー派遣事業所の紹介が行われていた。また、健康保険・健診・予防接種に関することおよび住民基本台帳閲覧制限については、役所窓口での手続きに同行することが行われていた。

健康保険や個人情報の秘匿、子どもの転校などの諸手続きは、DVによる特例対応が必要となり窓口毎に同じ説明が求められることや、手続き自体が煩雑になる可能性がある。そのような状況において、婦人相談員が手続きを支援することや窓口同行することは、新たに生活を作り上げていく段階にあるDV被害者にとって、実質的な負担の軽減につながっていた。転居に必要な諸手続きへの支援を受けたことに対して「手続きが必要

な窓口を一緒に回っててきばきと処理してくれた」、「(必要な手続きを一筆者注) パーツとバタバタとやってくれた」、「子どもを連れてたままで何度も足を運ばなければいけないと思っていたので助かった」、「相談員と出会っているんなことが進んでいった」と語られていた。

また、「新コミュニティの構築」として、他市へ転居する場合には転居先の女性相談員への引き継ぎや、他市から転居してきた場合に以前の住居地へ支援内容の確認が行われていた事例があった。本人の同意があることを前提として、切れ目のない支援のために、市を越えた連携が行われていた。

さらに、新しい環境で生活をスタートさせたDV被害者は婦人相談員に対して、「知らない土地で頼りになる人」や「あたたかく迎えてくれた。一人で子どもたちを育てていけるかもしれないと思った」、「いきなり転居してきた人にもちゃんと対応してくれてありがたい」と語っており、知り合いがおらず慣れない環境に転居してきたなかで生活を再建し始めるときの大きな支えとなっていた。加えて、「話を聞いてもらい勇気づけてもらった」、「他で不当な扱いを受けて傷ついても受け皿になってくれる」、「心強い」、「私の事情を否定せずに話を聞いてくれる存在」とも語られていた。加害者側との対決場面にもなる離婚調停を行っているなかで、法的支援を行う弁護士とは別の立場として精神的な支えになるとともに、新たな生活を築いていく長いプロセスのなかで継続的な相談相手となることも、DV被害者を支えることにつながっていた。

高瀬（2013b）は婦人相談員の支援について「相談・同行支援のステージ」と「自立支援のステージ・再生のステージ」として整理を行っていたが、本研究の結果からは、「自立支援のステージ・再生のステージ」においても相談や同行支援がDV被害者にとって有効な支援であることが明らかになった。ここでいう相談には「新しい生活の再建に向けて」行われる支援の中で本人の意向を聞き取るということだけではなく、生活再建の長いプロセスの中で、状況に応じて関係性を変えつつも関わり続けながら、いつでも相談できる、また、気持ち聴くと聞いた、「受け皿」となることも含んでいる。このような長いスパンで相談相手として関わっていくことがDV被害者の支えになっていた。

②「自立支援のステージ・再生のステージ」における役割

以上から、このステージにおける婦人相談員は「被害者の安全を確保するための資源に関する情報提供、手続き等の支援」を行うことによって安全の担保を維持しながら、「生活の再建のために社会資源の利用を円滑にすすめる」という役割を果たしていたといえる。加えて、この「自立支援のステージ・再生のステージ」においても、相談および同行支援を行うことがDV被害者にとって有効であることが明らかになった。また相談では、新たな生活を築いていく長いプロセスのなかで継続的な「受け皿」として話を聴くことがDV被害者を支えることにつながっていたことから、「被害者の孤立を緩和する存在」がこのステージにおいても重要な役割の一つであるといえる。

4. 市配置の婦人相談員のDV被害者支援における役割

本研究の結果から、DV被害者支援における市に配置される婦人相談員の役割としてDV被害者の側からみたとき、「相談・同行のステージ」内のとくに「相談のステージ」においては、「被害者の孤立を緩和する存在」という役割が重要であった。また、「安全確保のステージ」や「法的支援のステージ」では「被害者の安全を確保するための資源に関する情報提供、手続き等の支援を行う」役割が担われていた。「自立支援のステージ・再生のステージ」では、「被害者の安全を確保するための資源に関する情報提供、手続き等の支援」を行うことによって安全の担保を維持しながら、「生活の再建のために社会資源の利用を円滑にすすめる」役割を果たすとともに、「被害者の孤立を緩和する存在」の役割があった。以下では、各役割についてさらに考察を行う。

「被害者の孤立を緩和する存在」としての役割は、「相談・同行のステージ」では増井（2011）が指摘する加害者との離別の決意に影響を与える一要因としての「他者」存在であると考えられる。増井（2011）は、離別の決意自体は被害者自身が導き出しており、直接的な他者の影響はそれほど大きなものではなかったとしても、間接的に影響を与える存在であると述べている（増井 2011：103）。そこでの他者の存在は、被害者がおかれている現状について被害者自身が客観視することを促すメッセージを送る存在であり、さらに、被害者が加害者との「二人ワールド」にいる状況を回避する存在として、被害者の孤立を軽減し、被害者の自己が生き続けることを支えることであった（増井 2011：103-104）。ゆえに、被害者の孤立を緩和する存在としての役割は、このステージにおいて加害者との離別の決意にも影響を与える一要因として重要であるといえる。またこの役割は、「自立支援のステージ・再生のステージ」においても重要であった。ただしこのステージにおいては新たな生活を築いていく長いプロセスのなかで「受け皿」として継続的な相談相手としての位置づけであった。宗像（2014）は、DV経験後の長く続く心身の不調や生き辛さを抱えた状態についてDV被害経験者がつくった造語として「アフターDV」という言葉を紹介している（宗像 2014：36）。また宗像は、DV経験者に対して公的支援があるとはいえ、すべての人が公的支援を受けられるわけではなく、支援を受けられず取り残された人々の存在があること、また、支援を受けた場合でも、マニュアル化された一連の流れの後の受け皿がなく、社会生活の中で行き詰まりや生き辛さを感じて再び支援を受けたいと希望する人がいることを指摘している（宗像 2014：36-37）。このように「受け皿」として継続的な相談相手として位置づくことは、長く続くアフターDVを支えることに寄与するものと考えられる。

「被害者の安全を確保するための資源に関する情報提供、手続き等の支援」役割は、安全確保が必要な時期と関わっていた。このような時期の支援について増井（2012）は、DV被害者の「離別」の動き出しに呼応する形で、暴力のない生活を得るために不可欠な「生活の場の確保」と「安全の担保」をもたらす社会資源などの具体的な方策をもって介入すること、換言すればソーシャルワーク的な支援技法が重要であると指摘している（増井 2012：67）。本研究においても婦人相談員はDV被害者の動き出しに呼応する形で、安全を重視しながら暴力のない生活を得るためにソーシャルワーク的な支援技法を用いて必要な支援を行っていたといえる。

戒能（2006a）はDVの特質の一つとして、「現状では被害者が暴力から解放されるためには、加害者のもとから逃げなければならず、しかも、新たな生活を再建しなければならない」（戒能 2006a：77）と述べている。また、「DVの影響を考慮するならば、加害者のもとから逃げることだけでは問題は解決せず、精神的ケア、病気やけがの治療、住居、就労、子どもの学校、離婚調停など、生活全般の再建が必要とされる」（戒能 2006a：77）と述べている。このように、暴力から解放されるためには加害者と離別することが求められる現状において、DV被害者は離別をすることだけでも大きな動きが求められる中、その後の生活を新たに再建しなければならない状況におかれることになる。そのような状況の中、本研究で明らかになったように「生活の再建のために社会資源の利用を円滑にすすめる」役割として、同じ役所内の相談や手続き、子どもの学校について情報提供や窓口に同行すること、さらに関係機関につないでいくことが行われており、これらの支援は新たな生活をスムーズに築いていくため側面的かつ具体的なサポートであり、大きな支えになるといえる。

婦人相談員によってDV被害者の状況にあわせた支援ステージによって以上のような役割が担われていた。また、「被害者の孤立を緩和する存在」という役割については、同じ役割であってもステージによってその位置づけに違いがみられた。

おわりに

本研究の結果、市に配置された婦人相談員の支援のうち、DV被害者にとって有効な支援内容の一端を明ら

かにすることができた。婦人相談員の支援は「相談を受けた時から、住まいと仕事を心得て生活を再建していくまでの道のりに寄り添い、関係機関と調整しながら被害者を精神的に支えていく」（原田 2013：83）ことであるととも、DV被害者の置かれた状況や支援のステージによって役割を変えていることが明らかになった。本研究の結果からは、DV被害者にとって有効と考えられていた支援は高瀬（2013b）によって整理された支援ステージとはすべてが一致するものではなく、どのステージにおいても相談と同行支援が必要であることが示された。また相談は、本人の意思を聴き取ることだけではなく、意思を聴き取るという行為が、暴力関係を離脱する前においても後の生活においても、DV被害者の孤立を緩和することにつながっていたことがわかった。

この相談については、自身の思いが十分に受け取られなかった経験についてもインタビュー調査の中で語られていた。例えば、「（支援者から）家を出ると言われてもどうしてよいかわからなかった」、「夫の暴力について相談にしたところ、離婚を勧められ、弁護士を紹介する話があった。離婚は考えていなかったの、相談には行かなくなった」という語りがあった。これは婦人相談員によってDV被害や危険度のアセスメントによって適切と考えられた情報提供であっても、提供された情報が本人のその時の思いや考えにあわない場合、選択されないだけでなく、相談する関係さえも切れてしまうことを示している。このように関係さえも切れてしまう可能性を念頭において、被害者自身の思いを十分に、また、より慎重に聴き取ることが求められる。

また今回の結果からは、その時々に必要な資源の提供については語られてはいたが、それらが「支援ネットワーク」と認識されていたことは示されなかった。新しい生活の再建に向けて、ネットワークの中で支援されているということをDV被害者自身が感じることができるよう支援がさらに求められるであろう。また、「DV被害者サポートグループ」や「新しい人間関係を創る（対人関係・自己実現）」についてもインタビュー内で語られることはなかった。新しい生活を始めた中でも孤立しがちなDV被害者に対して、また、アフターDVを支えていくためにも、フォーマル／インフォーマルなつながりづくりについて今後の支援課題であると考えられる。

DVの相談件数が増えている現状において、住民生活に身近な市への婦人相談員配置の促進が望まれる。しかし先述したように市区の婦人相談員は任意配置となっている。また、すでに戒能（2006b）によって指摘されているように、適切な支援が時間をかけてじっくりと行えるような人員配置の検討や、研修などで専門性が培われる環境が整っているとはいえない（戒能 2006b：177）。よりよい支援が行えるような人員配置および研修の機会を保障していくことが必要であろう。

注

- 1) 現在の婦人保護事業の対象は、売春防止法に基づく「要保護女子」および、DV防止法に基づく配偶者からの暴力被害者（事実婚、元配偶者を含む）、人身取引被害者、ストーカー被害者となっている。

引用・参考文献、参考HP

婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム（2015）『婦人相談員相談・支援指針』（厚生労働省平成26年度先駆的ケア策定・検証調査事業）。

原田恵理子（2013）「婦人相談員による支援」高島克子編著『DVはいま』ミネルヴァ書房、79-94。

堀千鶴子（2008）「婦人相談員の現実」林千代編著『「婦人保護事業」五〇年』ドメス出版、120-138。

岩瀬久子（2010）「DV被害者に対する民間支援団体のアドボカシー活動 ―米国の現状と日本の課題―」奈良女子大学社会学研究会『奈良女子大学社会学論集』17、115-132。

- 泉川孝子・入江安子・豊田淑恵（2012）「看護職におけるDV被害者との遭遇と支援の実態：関西地区県内の調査から」立命館大学『コア・エシックス』8, 41-51.
- 戒能民江（2006a）「日本におけるDVの実態」戒能民江編著『DV防止とこれからの被害当事者支援』ミネルヴァ書房, 63-94.
- 戒能民江（2006b）「これからの被害当事者支援 ―生活再建支援を中心に― 現場からみた支援」戒能民江編著『DV防止とこれからの被害当事者支援』ミネルヴァ書房, 169-177.
- 警察庁生活安全局生活安全企画課刑事局捜査第一課（2016）「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」
(<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/seianki27STDV.pdf> 最終アクセス2016年10月26日)。
- 増井香名子（2011）「DV被害者はいかにして暴力関係からの『脱却』を決意するのか ―『決定的底打ち実感』に至るプロセスと『生き続けている自己』―」日本社会福祉学会『社会福祉学』52(2), 94-106.
- 増井香名子（2012）「パワー転回行動：DV被害者が暴力関係から『脱却』する行動のプロセス ―当事者インタビューの分析より―」、日本社会福祉学会『社会福祉学』53(3), 57-69.
- 増井香名子（2016）「関係離脱後のDV被害者の生活再生プロセス ―ソーシャルワーク支援の位置づけの必要性―」、日本社会福祉学会『社会福祉学』57(2), 29-42.
- 長坂桂子・井上梢・堀井泉・宮川絵美子・梅田優美・瀧真弓・片岡弥恵子（2012）「産褥期の女性に対するDVスクリーニングと支援の実態と評価」日本母性衛生学会『母性衛生』52(4), 529-537.
- 内閣府男女共同参画局（2016）「配偶者からの暴力に関するデータ」
(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/dv_dataH2809.pdf 最終アクセス2016年10月26日)。
- 宗像美由（2014）「アフターDV回復支援活動 ―DV被害者から回復支援者―」『保健の科学』56(1), 35-40.
- 須藤八千代（2002）「『ドメスティック・バイオレンス』とソーシャルワーク研究 ―AFFILIA: Journal of Women and Social Workにおける研究の視座―」愛知県立大学文字文化財研究所『社会福祉研究』(4), 25-40.
- 須藤八千代（2003）「ドメスティック・バイオレンスとソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』29(1), 10-17.
- 高瀬和子（2013a）「自治体（福祉事務所など）における支援」高島克子編著『DVは今』ミネルヴァ書房, 211-231.
- 高瀬和子（2013b）「DVの諸相と婦人相談員による支援」公職研編『地方自治職員研修』647, 27-29.
- W・Sひょうご（2012）「DV被害者支援:民間支援団体の活動を通して」ひょうご部落解放・人権研究所『ひょうご部落解放』144, 36-43.

謝辞

調査にご協力いただきました調査協力者の方々、ならびにご紹介いただいた支援者の方々に対して、深く感謝いたします。

The Roles of City Women's Consultants Supporting Female Victims of Domestic Violence : An Interview Survey of Victims

Hanako Iwamoto¹⁾, Kanako Masui²⁾, Kyoko Yamanaka³⁾, Akiko Kojima⁴⁾

1) Osaka Christian Colledge

2) Visiting Researcher, Osaka Prefecture University

3) Osaka Prefecture University

4) Osaka Prefecture University

Abstract

This study aims to discuss the roles of city women's consultants who support female victims of domestic violence. Data were collected through semi-structured interviews with twenty victims. A qualitative analysis of their experiences of support by consultants revealed the following findings. The consultants offered a comprehensive range of support depending on each victim's life situation. The consultants' roles included supporting victims to:

1. emerge from their isolation;
2. obtain information and procedure about safety commitment; and
3. use social resources effectively.

These results indicate that it is required to promote the arrangement of women's consultants in the city.

Key Words: women's consultants, domestic violence, victims, the consultants' roles